

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

第一 個人情報の保護に関する法律の一部改正関係（第一条関係）

一 定義に関すること

1 「保有個人データ」の定義から一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるものを除く旨の規定を削るものとする。

2 この法律において「仮名加工情報」とは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいうものとする。

3 この法律において「仮名加工情報取扱事業者」とは、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものを事業の用に供している者をいうものとする。

二 個人情報取扱事業者等の義務に関すること

1 不適正な利用の禁止

個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならないものとする。

2 漏えい等の報告等

(一) 個人情報取扱事業者は、一定の場合を除き、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であつて個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならないものとする。

(二) (一)の場合には、個人情報取扱事業者は、一定の場合を除き、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならないものとする。

3 第三者提供の制限

(一) 一定の場合にあらかじめ本人の同意を得ないで当該本人が識別される個人データを第三者に提供することができる旨の規律について、当該規律の対象となる個人データから偽りその他不正の手段により取得されたもの及び他の個人情報取扱事業者から当該規律により提供されたものを除くものとする。

(二) (一)の規律により個人データを第三者に提供するために、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が

容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならぬこととされる事項について、第三者への提供を行う個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名並びに第三者に提供される個人データの取得の方法等を加えるものとする。

- (三) 個人情報取扱事業者は、(二)の事項のうち一定の事項に変更があつたとき又は(一)の規律による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、(二)の事項のうち一定の事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならぬものとする。

4 外国にある第三者への提供の制限

- (一) 個人情報取扱事業者は、外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならないものとする。

(二) 個人情報取扱事業者は、個人データを外国にある第三者に提供した場合であつて、一定の場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならないものとする。

5 個人関連情報の第三者提供の制限等

個人関連情報取扱事業者（特定の個人関連情報（生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。以下同じ。）を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものを事業の用に供している者をいう。以下同じ。）は、第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるときは、一定の場合を除くほか、一定の事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならないものとする。

6 保有個人データに関する事項の公表等

保有個人データに関し、本人の知り得る状態に置かなければならないこととされる事項について、個人情報取扱事業者の住所及び法人にあつては、その代表者の氏名を加えるものとする。

7 開示

(一) 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示を請求することができるものとする。

(二) 個人情報取扱事業者は、(一)による請求を受けたときは、一定の場合を除き、本人に対し、当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合等にあつては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならないものとする。

(三) 個人情報取扱事業者は、(一)により本人が請求した方法による開示が困難であるとき等は、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならないものとする。

(四) (一)から(三)までは、当該本人が識別される個人データに係る第三者提供記録（個人情報取扱事業者が個人データを第三者に提供したときに作成しなければならないこととされる記録及び個人情報取

扱事業者が第三者から個人データの提供を受けるに際して作成しなければならないこととされる記録をいう。)について準用するものとする。

8 利用停止等

(一) 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合等の一定の場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができるものとする。

(二) 個人情報取扱事業者は、(一)による請求を受けた場合であつて、その請求に理由があることが判明したときは、一定の場合を除き、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならないものとする。

三 仮名加工情報取扱事業者等の義務に関する事

1 仮名加工情報の作成等

(一) 個人情報取扱事業者は、仮名加工情報を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人

を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならないものとする事。

(二) 個人情報取扱事業者は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（加工の方法に関する情報等をいう。以下同じ。）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならないものとする事。

(三) 仮名加工情報取扱事業者（個人情報取扱事業者である者に限る。以下(四)から(七)までにおいて同じ。）は、一定の場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下(四)から(八)までにおいて同じ。）を取り扱うに当たって特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該仮名加工情報を取り扱ってはならないものとする事。

(四) 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなつたときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならないものとする事。

(五) 仮名加工情報取扱事業者は、一定の場合を除き、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならないものとする。

(六) 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならないものとする。

(七) 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならないものとする。

(八) 仮名加工情報については、個人情報取扱事業者の義務に関する規定の一部は、適用しないものとする。

2 仮名加工情報の第三者提供の制限等

仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下(一)及び(二)において同

じ。)の第三者提供等について、次のとおり行うものとする。

- (一) 一定の場合を除き、仮名加工情報を第三者に提供してはならないものとする。
- (二) 個人情報取扱事業者の義務に関する規定の一部は、仮名加工個人情報取扱事業者による仮名加工情報の取扱いについて準用するものとする。

四 監督に関すること

- 1 個人関連情報取扱事業者及び仮名加工個人情報取扱事業者の監督を個人情報保護委員会が行うものとする。

2 報告及び立入検査

個人情報保護委員会は、一定の場合において、個人情報取扱事業者、個人関連情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者等」という。）その他の関係者に対し、個人情報、個人関連情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該個人情報取扱事業者等その他の関係者の事務その他必要な場所に立ち入らせ、検査させること等ができるものとする。

3 勧告及び命令

個人情報保護委員会は、個人情報取扱事業者等に対し命令をした場合において、その命令を受けた個人情報取扱事業者等がその命令に違反したときは、その旨を公表することができるものとすること。

4 権限の委任

個人情報保護委員会が事業所管大臣に委任することができるものとされる権限について、二二(一)及び六二から四までによる権限を加えるものとする。

五 民間団体による個人情報の保護の推進に関すること

1 認定

(一) 認定個人情報保護団体の認定は、対象とする個人情報取扱事業者等（個人関連情報取扱事業者を除く。）の事業の種類その他の業務の範囲を限定して行うことができるものとする。

(二) 個人情報保護委員会は、(一)により業務の範囲を限定する認定をしたときは、その認定に係る業務の範囲を公示しなければならないものとする。

2 変更の認定

認定個人情報保護団体は、認定に係る業務の範囲を変更しようとするときは、一定の場合を除き、個人情報保護委員会の認定を受けなければならないものとする。

3 対象事業者

認定個人情報保護団体が当該認定個人情報保護団体の構成員である個人情報取扱事業者等を対象事業者としなければならない旨の規定を削り、この法律の規定の趣旨に沿った指針を遵守させるため必要な措置をとったにもかかわらず、対象事業者が当該指針を遵守しないときは、当該対象事業者を認定に係る業務の対象から除外することができるものとする。

六 送達に関する事

- 1 報告若しくは資料の提出の要求又は勧告若しくは命令等は、書類を送達して行うものとする。
- 2 書類の送達については、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定の一部を準用するものとする。
- 3 個人情報保護委員会は、一定の場合には、公示送達をすることができるものとする。
- 4 個人情報保護委員会の職員が、書類の送達により行うこととしているものに関する事務を、電子情

報処理組織を使用して行ったときは、送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならないものとする。

七 個人情報保護委員会に関すること

個人情報保護委員会がつかさどる事務について、個人関連情報取扱事業者における個人関連情報の取扱い及び個人情報取扱事業者及び仮名加工情報取扱事業者における仮名加工情報の取扱いに関する監督並びに仮名加工情報の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあつせん及びその処理を行う事業者への協力に関することを加えるものとする。

八 雑則に関すること

1 適用範囲

この法律は、個人情報取扱事業者等が、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人情報、当該個人情報として取得されることとなる個人関連情報又は当該個人情報を用いて作成された仮名加工情報若しくは匿名加工情報を、外国において取り扱う場合につ

いても、適用するものとする。

2 国際約束の誠実な履行等

この法律の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないように留意するとともに、確立された国際法規を遵守しなければならないものとする。

九 罰則に関すること

1 個人情報保護委員会による命令に違反した行為者に対する法定刑を一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に引き上げる等、行為者に対する罰則の法定刑を引き上げるものとする。

2 個人情報保護委員会による命令に違反した場合、法人等に対する罰金の上限額を一億円に引き上げる等、法人に対する罰則の法定刑を引き上げるものとする。

十 その他

その他所要の規定の整備をするものとする。

第二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正関係（第二条関

係）

一 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う規定の整備

1 個人データの漏えい等が生じた場合における個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を義務付けることに伴い、特定個人情報の漏えい等が生じた場合における個人番号利用事務等実施者から個人情報保護委員会への報告及び本人への通知に係る規定の整備をするものとする。

2 個人情報保護委員会による命令に違反した場合等の違反行為に係る法人に対する罰金刑を引き上げること等に伴い、罰則に係る規定の整備をするものとする。

第三 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部改正関係（第三条関係）

一 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う規定の整備

1 個人データの漏えい等が生じた場合における個人情報保護委員会への報告を義務付けることに伴い、医療情報等又は匿名加工医療情報の漏えい等が生じた場合における認定匿名加工医療情報作成事業者から主務大臣への報告等に係る規定の整備をするものとする。

2 一定の場合にあらかじめ本人の同意を得ないで当該本人が識別される個人データを第三者に提供することができる旨の規律について、当該規律の対象となる個人データから偽りその他不正の手段によ

り取得されたものを除くとともに、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならないこととされる事項を加えることに伴い、医療情報取扱事業者による認定匿名加工医療情報作成事業者への医療情報の提供に係る規定の整備をするものとする。

3 個人情報保護委員会による命令に違反した場合等の違反行為に係る法人に対する罰金刑を引き上げること等に伴い、罰則に係る規定の整備をするものとする。

第四 附則

一 施行期日（附則第一条関係）

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 経過措置等（附則第二条から第十条まで関係）

この法律の施行に伴う経過措置等について定めるものとする。

三 その他関係法律について所要の改正を行うものとする。（附則第十一条関係）